

# 東京都北区立滝野川第二小学校「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第十三条により、北区立滝野川第二小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

## 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) 学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にしよう温かな人間関係を築く。
- (2) 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- (3) いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。
- (4) いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に全教職員で取り組む。

## 2 いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ・不登校対策委員会を設置する。

## 3 いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する主な取り組み

(いじめの未然防止)

- (1) 一人一人の児童に確かな学力の定着を図る授業
- (2) 正しい判断力の育成、命を大切する心を育むために道徳や人権教育の充実
- (3) 縦割り班活動や交流を通じた他者への思いやりの心の育成
- (4) 奉仕的体験活動への積極的な参加
- (5) 「あいさつ運動」、「あいさつ標語」や「おもいやり標語」作り（サブファミリー）の促進



(いじめの早期発見)

- (1) 子供が安心して生活できる学級づくり
- (2) 児童の表情、つぶやき、しぐさ等、日常的な行動や健康観察
- (3) 集団から離れて一人でいる児童への声かけ
- (4) 学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等による個別の面談による状況把握
- (5) 児童対象のアンケートによる調査（ふれあい月間：6月・10月・2月の年間3回）の活用
- (6) 衣服や文房具等、持ち物へのいたづらや紛失があった際の即時対応と原因究明

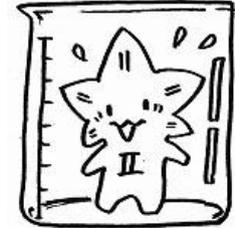
(いじめの早期対応)

○いじめられた側へ

- (1) 本人や周囲からの聞き取りによる、身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応
- (2) 苦しい気持ちへの共感と、「いじめから全力で守る」ことの約束と確認
- (3) いじめの原因や背景の調査による根本的な解決

○いじめた側へ

- (1) 事実確認と、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした対応
- (2) いじめの原因や背景をふまえた根本的な解決
- (3) スクールカウンセラー、関係諸機関（教育相談等）との密接な連携。



#### 4 保護者への啓発と連絡・支援・助言

○啓発

- (1) 子供に関心をもち、寂しさやストレスに気付くことができるように働きかける。  
(道徳授業地区公開講座、PTA 教育講演会の実施等)
- (2) 子供の頑張りをしっかり認めて褒める、いけない時にははっきりと叱るよう、保護者会など様々な機会に呼びかける。  
(心の東京革命「心の東京ルール」等による啓蒙)
- (3) 父親が子育てに積極的に参加できるよう、意識を高めていく。

○連絡・支援・助言

いじめが確認された場合は、迅速に対応する。保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童への指導や保護者に対する指導助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

#### 5 教育委員会や関係機関等との連携

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに北区教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### 6 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価等と合わせ、結果の公表を、事案を踏まえながら適切に行っていく。